ほけんだより　特別号

R5.12 徳島文理小学校保健室

徳島県内において、9月頃にインフルエンザについて「流行期に入った」と発表がありました。その後もだんだんと増えており、現在は新型コロナウイルス感染症よりもインフルエンザの罹患者の方が多い状況です。徳島保健所管内では、インフルエンザは注意報レベルを超えています。

現在、本校においてもインフルエンザに罹患する児童が増えております。インフルエンザも、新型コロナウイルス感染症等の他の感染症についても、基本的な感染予防対策は同じです。今後も引き続き、手洗い、手指消毒、咳エチケット、早期の病院受診など、日頃からの感染予防対策にご協力をお願いいたします。また、マスクの着用をお勧めいたします。

37.5℃以上の発熱がなくても、朝から倦怠感や微熱があるなど体調のすぐれないときは、無理して登校せず、ご家庭で様子をみてください。

●インフルエンザの出席停止期間の基準

「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで」です。
（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令　平成24年4月1日施行）

抗ウイルス薬投与によって熱が下がっても、感染力のある状態が続いている場合があるためです。ご家庭の事情もさまざまあると思われますが，感染拡大を防ぐために定められた出席停止期間は必ず守ってください。

●新型コロナウィルス感染症の出席停止期間の基準

「発症した後５日を経過し、かつ、軽快した後１日を経過するまで」です。
（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令　令和5年5月8日施行）

熱が下がり、症状が軽快しても、感染力のある状態が続いている場合があるためです。ご家庭の事情もさまざまあると思われますが、感染拡大を防ぐために定められた出席停止期間は必ず守ってください。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ともに治癒証明書は不要です。

インフルエンザ

発症（発熱）日を0日目とする。
「発症した後5日を経過、かつ解熱した後2日を経過するまで」

・2日目に解熱した場合…6日目から登校可能です。

発症日 発熱 （0日目）	1日目	2日目 解熱	3日目 解熱後 1日	4日目 解熱後 2日	5日目	6日目 登校可能

・3日目に解熱した場合…6日目から登校可能です。

発症日 発熱 （0日目）	1日目	2日目	3日目 解熱	4日目 解熱後 1日	5日目 解熱後 2日	6日目 登校可能

・4日目に解熱した場合…7日目から登校可能です。

発症日 発熱 （0日目）	1日目	2日目	3日目	4日目 解熱	5日目 解熱後 1日	6日目 解熱後 2日	7日目 登校 可能

コロナウイルス感染症

発症（発熱）日を0日目とする。
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

・2日目に軽快した場合…6日目から登校可能です。

発症日 発熱 （0日目）	1日目	2日目 軽快	3日目 軽快 1日	4日目 軽快 2日	5日目 軽快 3日	6日目 登校可能

・4日目に軽快した場合…6日目から登校可能です。

発症日 発熱 （0日目）	1日目	2日目	3日目	4日目 軽快	5日目 軽快 1日	6日目 登校可能

・5日目に軽快した場合…7日目から登校可能です。

発症日 発熱 （0日目）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目 軽快	6日目 軽快 1日	7日目 登校 可能